

JIS

情報交換用非逐次記録高密度光ディスクの ボリューム構造及びファイル構造

JIS X 0609 :1998

(2004 確認)

平成 10 年 2 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。主務大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

この規格には、次に示す附属書がある。

- 附属書1 (規定) UDF 識別子及び範囲識別子 (第1章の一部分とする。)
- 附属書2 (規定) オペレーティングシステム識別子 (第1章の一部分とする。)
- 附属書3 (規定) ファイル特性 (第4章の一部分とする。)
- 附属書4 (参考) ファイル識別子の翻訳 (第4章の一部分とする。)
- 附属書5 (規定) ICB 方策 (第4章の一部分とする。)
- 附属書6 (参考) ファイル種別の解釈 (第4章の一部分とする。)
- 附属書7 (規定) ICB タグのビット6, 7, 8, 10の解釈 (第4章の一部分とする。)
- 附属書8 (規定) 許可条件 (第4章の一部分とする。)
- 附属書9 (規定) 一意ID (第4章の一部分とする。)
- 附属書10 (規定) ファイル日時拡張属性 (第4章の一部分とする。)
- 附属書11 (規定) 処理システム用拡張属性 (第4章の一部分とする。)
- 附属書12 (規定) 応用プログラム用拡張属性 (第4章の一部分とする。)

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 10. 2. 20

官 報 公 示：平成 10. 2. 20

原案作成協力者：財団法人 光産業技術振興協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 情報部会 (部会長 棟上 昭男)

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報電気規格課(☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目 3-1)へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

情報交換用非逐次記録高密度光ディスクの X 0609 : 1998 ボリューム構造及びファイル構造

Volume and file structure of high-density optical disks using non-sequential recording for information interchange

序文 この規格は、1996年にOSTA(Optical Storage Technology Association)から発行されたUDF(Universal Disk Format) revision 1.02の技術的内容に完全に整合し、UDF revision 1.02が多くの箇所で参照している、1995年に発行されたISO/IEC 13346の規定内容の必要部分を省略なしに含めて、単独で“情報交換用非逐次記録高密度光ディスクのボリューム構造及びファイル構造”を規定するように作成した日本工業規格である。

第1章 一般

1.1 適用範囲 この規格は、DVDなどの高密度光ディスクを用いての情報処理システム利用者間で情報交換を行うためのボリューム認識、起動ブロック認識、ボリューム構造及びファイル構造に関するファイルシステム及びその実装を規定する。

媒体への記録は、どのような順序でもセクタを記録可能とする方法で行わなければならない。

備考 媒体は1種類に限定しない。媒体の種別は追記形、再生専用形、書換形又はそれらを組み合わせた複合形のどれであってもよい。

この規格は、次の4章構成をとる。

- a) 第1章 一般
- b) 第2章 ボリューム認識及び起動ブロック認識
- c) 第3章 ボリューム構造
- d) 第4章 ファイル構造
- e) 附属書1(規定) UDF識別子及び範囲識別子(第1章の一部分とする。)
- f) 附属書2(規定) オペレーティングシステム識別子(第1章の一部分とする。)
- g) 附属書3(規定) ファイル特性(第4章の一部分とする。)
- h) 附属書4(参考) ファイル識別子の翻訳(第4章の一部分とする。)
- i) 附属書5(規定) ICB方策(第4章の一部分とする。)
- j) 附属書6(参考) ファイル種別の解釈(第4章の一部分とする。)
- k) 附属書7(規定) ICBタグのビット6,7,8,10の解釈(第4章の一部分とする。)
- l) 附属書8(規定) 許可条件(第4章の一部分とする。)
- m) 附属書9(規定) 一意ID(第4章の一部分とする。)
- n) 附属書10(規定) ファイル日時拡張属性(第4章の一部分とする。)
- o) 附属書11(規定) 処理システム用拡張属性(第4章の一部分とする。)
- p) 附属書12(規定) 応用プログラム用拡張属性(第4章の一部分とする。)

第1章は、引用規格、定義、表記法及びほかの3章に適用する基本構造を規定する。

第2章は、次を規定することによって、ボリューム認識及び起動ブロック認識に関するフォーマット及び関連システム要件を規定する。